

デジタルツールのデータ連携における標準化に関する調査業務

データセット仕様に関する提言書

2026年3月16日

v1.0

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

目次

目次.....	2
1.1 本提言書の目的.....	3
1.2 v1.0 策定の成果.....	3
1.3 本提言書の構成.....	3
2. 標準データセットの意義と期待される効果.....	4
2.1 PMS 間のデータ連携効率化による生産性向上.....	4
2.2 インバウンド対応の強化.....	4
2.3 観光統計・行政データとの接続可能性.....	4
3. 策定過程で明らかになった課題と政策提言.....	5
提言 1: 海外 OTA 連携に向けた料金体系の国際整合性調査.....	5
背景.....	5
提言内容.....	5
期待される効果.....	6
提言 2: 特定地域でのデータ連携実証事業の実施.....	6
背景.....	6
提言内容.....	6
期待される効果.....	7
提言 3: 施設コード・会社コードの業界横断的な標準化.....	7
背景.....	7
提言内容.....	7
提言 4: 宿泊者名簿（宿泊台帳）の記載事項に関する法制度の整理.....	7
背景.....	7
提言内容.....	8
4. 今後のロードマップ（案）.....	9
4.1 短期（2026 年度）.....	9
4.2 中期（2027-2028 年度）.....	9
4.3 長期（2029 年度以降）.....	9
5. おわりに.....	10

1. はじめに

1.1 本提言書の目的

本提言書は、「観光 DX 推進に向けたデジタルツールのデータ連携における標準化に関する調査事業」の成果物として、宿泊業データ連携標準仕様書（標準データセット定義書）v1.0 の策定を通じて得られた知見に基づき、今後の政策的な取り組みについて提言するものです。

本事業では、PMS ベンダー5 社・サイトコントローラー事業者 2 社・国際標準化団体（AHLA/OpenTravel Alliance）へのヒアリング調査、および宿泊施設 24 施設・PMS ベンダー5 社へのアンケート調査を実施しました。本提言書に記載する課題認識および提言内容は、これらの調査結果に基づくものです。

1.2 v1.0 策定の成果

本プロジェクトでは、国内外 6 つの標準仕様（OpenTravel Alliance 1.0/2.0、TravelXML、GIF、HTNG Express、HTNG Kiosk）を体系的に比較分析し、日本の宿泊業界に適した標準データセットの第一版を策定しました。

成果	内容
データ項目	6 カテゴリ・252 項目を定義（個人情報 31、客室情報 27、予約情報 110、売上会計 45、施設・設備 31、宿泊情報 8）
コードリスト	OTA 準拠 21 種、独自定義 14 種、ISO 等国际規格 6 種の計 41 種を整備
国際標準マッピング	全項目について 6 つの標準仕様との対応関係を明示
日本独自対応	和洋区分、入湯税、食事提供場所など日本の商習慣に必要な項目を定義

本標準データセットは、PMS ベンダー・OTA・サイトコントローラー事業者が共通で参照できるデータ連携の基盤として、日本の宿泊業界における初めての業界横断的な標準仕様です。

1.3 本提言書の構成

第 2 章で標準データセットの意義と期待される効果を調査結果とともに述べた後、第 3 章で策定過程において明らかになった課題とそれに基づく政策提言を示します。第 4 章では、今後の取り組みに向けたロードマップの案を提示します。

2. 標準データセットの意義と期待される効果

2.1 PMS 間のデータ連携効率化による生産性向上

本事業のアンケート調査において、宿泊施設の63%（15/24施設）が「PMSの制約により導入したいシステムの導入を断念した経験がある」と回答しています（本事業 宿泊施設アンケート N=24）。また、宿泊施設の83%（20/24施設）がAPI接続方式の標準化を期待し、71%（17/24施設）が連携費用の低減を期待しています。

PMSベンダーへのアンケート調査においても、OTAごとの仕様差異への個別対応にPMSベンダーが費用・人的リソースを自社負担で吸収している実態が確認されました（本事業 PMSベンダーアンケート N=5）。サイトコントローラー事業者へのヒアリングでは、50社から100社のPMSと接続するにあたり4つの異なるインターフェースを使い分けている現状や、「新規の接続において接続方式が合わないことが非常に多い」という声が寄せられました（本事業 SCヒアリングシーナッツ 2025年11月20日）。

標準データセットが普及すれば、PMS・OTA・サイトコントローラー間のデータ連携において共通の項目定義・コード体系を参照できるようになり、連携開発の効率化とコスト削減が期待されます。

2.2 インバウンド対応の強化

本事業のアンケート調査によると、調査対象の宿泊施設全施設（100%）がBooking.comと連携しており、83%がagoda、79%がExpediaと連携しています（本事業 宿泊施設アンケート N=24）。訪日外国人旅行者数の増加に伴い、日本の宿泊施設が海外OTAを通じて販売される機会は年々拡大しています。

しかし、本事業のPMSベンダーアンケートにおいて、国際標準仕様であるOpenTravel AllianceおよびHTNGに対応しているPMSベンダーは0社（0/5社）でした（本事業 PMSベンダーアンケート N=5）。本標準データセットは国際標準との対応関係を全項目について明示しており、海外システムとのシームレスな連携基盤を提供します。

2.3 観光統計・行政データとの接続可能性

宿泊施設のデータが標準化されることで、宿泊旅行統計調査データの自動集計や宿泊税の効率的な管理など、行政との連携においても活用の可能性が広がります。現在、観光庁が実施する宿泊旅行統計調査は宿泊施設からの報告に依存していますが、PMSから標準化されたデータが自動的に出力される仕組みが整えば、統計の正確性向上と施設の事務負担軽減を同時に実現できます。

3. 策定過程で明らかになった課題と政策提言

v1.0 の策定にあたり、国内外の標準仕様の比較分析や PMS ベンダー・OTA・サイトコントローラー事業者へのヒアリング・アンケート調査を通じて、今後取り組むべき課題が明らかになりました。以下、政策的な対応が特に求められる 4 つの課題について提言を示します。

提言 1: 海外 OTA 連携に向けた料金体系の国際整合性調査

背景

今後のインバウンド増加に伴い、日本の宿泊施設が海外 OTA 経由で販売される機会はさらに拡大することが見込まれます。日本の旅館・ホテルをグローバルな流通チャネルで適切に販売し、海外からの旅行者が日本の宿泊施設をスムーズに予約できる環境を整備することは、観光立国の実現において重要な基盤です。

しかし、本事業のギャップ分析において、日本と国際標準の間で料金体系に関する根本的な差異が確認されました。特に以下の 2 点は、海外 OTA とのデータ連携において重大な障壁となっています。

差異	日本の商習慣	国際標準
子供料金体系	サービス内容ベースの ABCD 区分 (A 子供 70%、B 子供 50%等)	年齢ベースの区分 (Adult 18+、Child 12-17 等)
料金計算方式	Personal Rate (人数単位) が主流	Room Charge (部屋単位) が主流

本事業のアンケート調査では、宿泊施設の 83% (20/24 施設) が「1 人あたり」を基本的な料金設定単位としています (本事業 宿泊施設アンケート N=24)。一方、国際標準化団体 (AHLA/OpenTravel Alliance) へのヒアリングでは、「海外では 1 名料金の運用は少なく、日本特有の商習慣である」との認識が示されました (本事業 AHLA ヒアリング 2025 年 11 月 7 日)。

子供料金体系についても、PMS ベンダーの 60% (3/5 社) が子供料金の設定機能を持っていない状況です (本事業 PMS ベンダーアンケート N=5)。サイトコントローラー事業者へのヒアリングでは、「日本のプランの多さや子供料金の扱いは独特である」 (本事業 SC ヒアリング 手間いらず 2025 年 11 月 4 日)、「海外は年齢で考える、旅館は布団や食事で考える。マッチングが難しい」 (本事業 SC ヒアリング シーナッツ 2025 年 11 月 20 日) といった声が確認されました。宿泊施設からも、「海外では 1 室売りが主流のため、1 人あたり料金が理解されにくい」という課題が報告されています。

とりわけ子供料金体系の差異は、データ構造レベルでの互換性がなく、単純な変換では対応できません。日本の ABCD 区分は旅館文化の「1 泊 2 食付き」という料金体系から派生した商習慣であり、国際標準の年齢ベースの区分とは分類の軸そのものが異なります。

提言内容

1. 子供料金体系を中心とした国際整合性調査の実施: 主要な海外 OTA やグローバルチェーンが子供料金をどのように取り扱っているかを体系的に調査し、日本の料金体系との差異とその影響を明確にする
2. 料金計算方式に関する実態調査: Room Charge 方式と Personal Rate 方式の差異が、実際の海外 OTA 連携においてどのような場面で課題となっているかを具体的に把握する
3. 実務的な変換ガイドラインの策定: 調査結果を踏まえ、宿泊施設や PMS ベンダーが海外 OTA との料金データ連携において参照できるガイドラインを策定する

期待される効果

- 日本の旅館・ホテルが国際的な流通チャンネルにおいて、料金情報を正確に伝達できるようになり、販売機会の拡大につながる
- 海外旅行者が日本の宿泊施設を予約する際の料金に関する認識齟齬が減少し、顧客満足度の向上に寄与する

提言 2: 特定地域でのデータ連携実証事業の実施

背景

標準データセットは策定しただけでは価値を生まず、実際のシステムに実装されて初めて効果を発揮します。一方で、全国の PMS・OTA・行政システムに一斉に導入することは、技術的にもコスト的にも現実的ではありません。

本事業のアンケート調査では、宿泊施設の 63% (15/24 施設) が PMS の制約により導入したいシステムの導入を断念した経験があり、83% (20/24 施設) が API 接続方式の標準化を、63% (15/24 施設) が PMS 間データ項目の共通化を期待しています (本事業 宿泊施設アンケート N=24)。標準化への期待が高い一方、PMS ベンダーからは「移行コストの膨大さ」が共通の懸念事項として挙げられました (本事業 PMS ベンダーアンケート N=5)。

サイトコントローラー事業者へのヒアリングでも、「接続の順番待ちが溜まっている現状がある。一つのインターフェースで完結する標準化が理想」 (本事業 SC ヒアリングシーナッツ 2025 年 11 月 20 日) という声が寄せられており、現場レベルでの標準化ニーズの高さが確認されています。

実効性のある普及を実現するためには、まず特定地域において実証的にデータ連携を行い、標準データセットの有用性と導入効果を具体的に示すことが重要です。

提言内容

1. **特定地域における実証事業の実施:** 観光地域を選定し、当該地域内の複数の宿泊施設とその PMS 間で標準データセットに基づくデータ連携を実証する
2. **行政との連携を含めた実証:** 宿泊旅行統計調査データの自動集計、宿泊税管理の効率化など、行政でのデータ活用も実証の対象に含める。これにより、施設の事務負担軽減と行政データの正確性向上を同時に検証する
3. **導入効果の定量的な把握:** 実証を通じて、連携コストの削減効果、データ品質の改善度、業務効率化の度合い等を定量的に測定し、全国展開のための根拠とする

期待される効果

- 特定地域での成功事例が、他地域・他施設への展開の推進力となる
- 行政にとっても、宿泊データの活用による地域観光振興の具体的なモデルが得られる
- 施設コード・会社コードなど、実運用を通じてはじめて整理できる課題（課題整理表 A-3, A-4 参照）の解決にも寄与する

提言 3: 施設コード・会社コードの業界横断的な標準化

背景

策定過程において、宿泊施設を識別するコード（施設コード）や取引先企業を識別するコード（会社コード）が、旅行会社・OTA・サイトコントローラーごとにバラバラに定義されている実態が明らかになりました。同一の施設や取引先であっても、接続先システムごとに異なるコードが使われており、施設横断的なデータ集計・分析やシステム間連携の障壁となっています。

観光庁の宿泊旅行統計調査や自治体の宿泊税管理等、行政との連携においても統一的な施設識別が求められる場面があり、施設コードの標準化は行政データとの接続においても重要な基盤となります。

提言内容

1. **業界横断的な施設コード体系の検討:** 既存の施設識別体系（旅館業法に基づく営業許可番号、観光庁の宿泊旅行統計調査における施設番号、法人番号等）の活用可能性を含め、統一的な施設コード体系を整理する
2. **会社コード体系の整備:** サイトコントローラー事業者や PMS ベンダーと連携し、取引先の共通コード体系を策定する

なお、これらのコード体系の整備は、上記の実証事業と連動して進めることで、実運用に基づいた実用的な体系の構築が可能になります。

提言 4: 宿泊者名簿（宿泊台帳）の記載事項に関する法制度の整理

背景

旅館業法に基づく宿泊者名簿（宿泊台帳）の記載事項は、旅館業法、旅館業法施行規則、および都道府県等の条例・規則等で規定されています。

規定の層	規定元	記載事項
旅館業法	旅館業法第 6 条	宿泊者の氏名、住所、連絡先
旅館業法施行規則	厚生労働省令	外国人（国内に住所を有しない者）：国籍、旅券番号
条例・規則	各自治体	「都道府県知事が必要と認める事項」として独自に追加

自治体条例により、記載事項には自治体間で大きな差異が生じています。本事業の調査において確認された具体例は以下の通りです。

自治体	条例による追加項目
東京都（例：新宿区の宿泊施設）	性別、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名
川崎市	到着年月日、出発年月日（2023年改正で前泊地・行先地を規定しない自治体もある）
大阪市・京都府	それぞれ独自の追加項目を規定

このように、同一のPMSであっても施設の所在自治体によって宿泊者名簿に必要なデータ項目が異なるため、全国統一のデータ標準化が構造的に困難な状況にあります。

さらに、2023年12月の旅館業法改正において「職業」の削除および「連絡先」の追加が行われましたが、これに伴う各自治体の条例改正のタイミングは統一されておらず、改正前後の規定が混在する過渡的な状態が続いています。

また、外国人宿泊者の旅券情報の取扱いについては、旅券の提示およびコピー保存が求められているものの、画像データの保存形式、保存期間、セキュリティ要件などについて全国的に統一された指針が十分に整理されておらず、PMSベンダーや宿泊施設におけるデータ管理方針の設計に課題が生じています。

これらの課題は、以下の4つの構造的な問題を示しています。

1. 自治体条例の差異により全国統一の標準化が困難: 同一のデータ項目セットでは対応できない
2. システムだけでは解決できない課題: 法制度・行政面での整理が前提として必要
3. 法令改正への追従が自治体ごとに異なる: システム改修のタイミングが統一できない
4. パスポート画像の取扱い基準が未確立: データ形式・保存要件の指針が求められている

提言内容

1. 宿泊者名簿の記載事項に関する実態調査: 全国の主要自治体における条例上の記載事項の差異を体系的に調査し、現状を可視化する
2. 記載事項の統一に向けたガイドラインの検討: 調査結果を踏まえ、宿泊者名簿の記載事項について、全国的な統一に向けた方向性を示すガイドラインの検討を進める
3. 宿泊データの電子化推進との連動: 法制度面での整理が進むことで、宿泊者名簿データの電子化・標準化が促進され、行政手続きの効率化にもつながる
4. パスポート画像の取扱いに関する指針の整備: データ形式・保存期間・セキュリティ要件について、PMSベンダーが参照できる統一的な指針の策定を進める

4. 今後のロードマップ（案）

標準データセット v1.0 の策定を起点として、以下のロードマップで取り組みを進めることを提案します。

4.1 短期（2026 年度）

取り組み	内容
料金体系の国際整合性調査	海外 OTA 連携における子供料金体系・料金計算方式の差異に関する調査を実施
地域実証事業の計画・開始	特定地域を選定し、複数施設・PMS 間でのデータ連携と行政活用の実証を計画・開始
宿泊者名簿の記載事項実態調査	全国の主要自治体における条例上の記載事項の差異を体系的に調査
施設コード体系の検討	既存の施設識別体系の棚卸しと統一的なコード体系の方向性を整理

4.2 中期（2027-2028 年度）

取り組み	内容
実証事業の成果展開	地域実証の成果を踏まえ、他地域・全国への展開を推進
料金体系変換ガイドライン	調査結果を踏まえた実務的なガイドラインの策定・普及
宿泊者名簿の統一ガイドライン	実態調査結果を基に記載事項の統一に向けたガイドラインを策定
行政データ連携の横展開	実証で得られた行政連携モデルを他自治体に展開
施設コード・会社コードの整備	実証事業の経験を基に業界横断的なコード体系を整備

4.3 長期（2029 年度以降）

取り組み	内容
業界標準としての定着	標準仕様に基づくデータ連携が業界全体に普及
観光 DX 基盤としての活用	標準化されたデータを基盤とした観光 DX の推進

5. おわりに

本提言書では、宿泊業データ連携標準仕様書 v1.0 の策定を通じて得られた知見に基づき、4つの政策提言を示しました。

標準データセット v1.0 の策定は、日本の宿泊業界において PMS データの標準化に向けた重要な第一歩です。本事業の調査では、宿泊施設の 83% が API 標準化を期待し、63% が PMS の制約によりシステム導入を断念した経験があるなど、標準化に対する業界の期待と現状の課題の深刻さが改めて確認されました。

今後のインバウンド増加を見据え、海外 OTA との料金体系の整合性確保、特定地域での実証事業を通じた段階的な普及、宿泊者名簿の記載事項に関する法制度の整理、施設コードの業界横断的な整備など、政策的な対応が求められる課題について着実に取り組むことで、日本の旅館・ホテルがグローバルな流通チャネルで適切に販売され、国内外の旅行者が日本の宿泊を楽しめる環境の整備に寄与できると考えます。